

大分県特定不妊治療費等助成金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱では、大分県と県内市町村（大分市を除く）が一体となってその経済的負担の軽減を図り、早期に特定不妊治療等を受けることにより、子どもを生またい人が生めるような環境づくりを推進することを目的として定めた大分県特定不妊治療費等助成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、助成金の給付に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者については、実施要綱第3条のとおりとする。

(対象となる治療)

第3条 対象となる治療については、実施要綱第4条のとおりとする。

(指定医療機関)

第4条 助成対象となる特定不妊治療等を行う医療機関は、実施要綱第6条に基づき、知事が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）とする。

(助成額及び助成期間)

第5条 県は、第2条に定める対象者が第4条に定める指定医療機関において第3条に定める治療のために要した費用の一部を助成する。

- 2 助成額及び助成期間については、別表1のとおりとする。ただし、平成25年度以前から助成を受けている者、および40歳以上で平成26年度から助成を受けている者が平成27年度に助成を受ける場合のみ、別表2のとおりとする。
- 3 他の地方公共団体から特定不妊治療に要した費用の助成を受けた場合は、助成内容にかかわらずこの要綱による助成を受けたものとみなして助成回数に加える。

(助成金の給付申請)

第6条 助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分県特定不妊治療費等助成金給付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、不妊治療を受けた日の属する年度の末日（末日が閉庁日にあたる時は直前の開庁日）までに知事に提出しなければならない。ただし、3月1日から3月31日までの間に特定不妊治療の1回の治療が終了した場合は、翌年度の4月末日（末日が閉庁日にあたる時は直前の開庁日）までに申請することができるものとする。この場合、助成金の予算年度は申請年度とする。

(1) 医療実施証明書（第2号様式）

(2) 前号の証明書は指定医療機関が作成する。また、指定医療機関の指示に基づき、投薬、検査の一部を他の医療機関が実施した場合の医療費や手術的精子回収術（他の医療機関に指定医療機関が依頼した場合も含む）の医療費、及び処方箋による保険適用外の薬剤の費用についても記載すること。領収等で薬剤内訳が確認できない場合は、必要に応じて薬剤内訳証明書（第3号様式）を医療機関へ提出すること。

(3) 指定医療機関の紹介により実施した手術的精子回収術について助成金の交付を受けようとする場合は、医療実施証明書の精子回収術等実施証明書（第2-2号様式）

(4) 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票の写し等で続柄の表示されたもの）

(5) 法律上の婚姻をしている夫婦であること等を証明する書類

(6) 大分県不妊治療費等助成金給付申請に係る同意書（第4号様式）

(7) 夫婦の一方が大分県外に居住する場合は、県外居住についての申立書（第5-

1号様式)

(8) 夫婦の一方が大分市に居住する場合は、大分市居住についての申立書（第5-2号様式）

(9) 夫及び妻の前年の所得額（1月から5月までの申請については前々年の所得額）及び医療費控除等の諸控除額が確認できる市町村発行の証明書（夫婦それぞれ1通ずつ必要。）

(10) 申請する不妊治療等に係る領収書の写し

(11) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。具体的には、前項第1号に定める医療実施証明書の中に記載された処方箋による薬剤にかかる薬剤内訳証明書（第3号様式）、2回目の申請以降の婚姻関係を証明する戸籍謄本等や、同一年度内における6月以降に取得した所得額の証明書などをいう。

3 助成金の給付を受けようとする者は、1回の治療ごとに申請を行うものとする。ただし、手術的精子回収術を実施した場合は、採精ができなかったことにより特定不妊治療が実施できなかった場合を除き、当該治療を必要とした特定不妊治療の助成申請時に併せて申請を行うこととし、採卵ができない等の理由により特定不妊治療まで至らず、助成対象とならなかった場合は、精子回収術も助成対象にはならないものとする。

(助成金の給付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成することを決定したときは、大分県特定不妊治療費等助成金給付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、助成しないことを決定したときは、大分県特定不妊治療費等助成金不給付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成の決定を受けた者は、速やかに知事に対し、助成金の請求を行うものとする。

2 前項の請求は、大分県特定不妊治療費等助成金請求書（第8号様式）により行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、本要綱の違反その他不正の行為によって助成金の給付を受けた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成台帳)

第10条 知事は、助成金の給付資格の適正を期するため、大分県特定不妊治療費等助成金給付台帳（第9号様式）を備え付けるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度の予算に係る大分県不妊治療費等助成金から適用する。ただし、特定不妊治療については治療終了日が平成27年4月1日以降の治療に、手術的精子回収術については治療開始日が平成27年4月1日以降の治療に限るものとする。

- 2 旧要綱における助成対象であった、一般不妊治療（人工授精、特定不妊治療に係る採卵キャンセル例を含む）、手術的精子回収術以外の男性不妊治療、所得超過者への助成については、平成27年9月30日までに終了した治療に限り、平成28年3月31日までに申請を受理したものについて平成27年度予算で助成を行う。
- 3 治療開始時の妻の年齢が43歳以上の者に係る経過措置として、平成28年3月31日までに治療を終了し、同日までに申請を受理したものについて平成27年度予算で助成を行う。
- 4 すでに旧要綱で助成を行った平成27年度予算に係る特定不妊治療費等助成金については、引き続き大分県内に居住する者に限り、本要綱の対象となる場合に助成回数及び助成額を上限として助成を行う。ただし、助成の際は、旧要綱においてすでに同一治療に対して助成を行った回数及び額（採卵を伴う凍結胚移植にかかる凍結保存料の助成額及び市町村における助成額を含む）の調整を行う。

附 則

改正後の要綱は、平成28年1月20日から施行し、平成27年度の予算に係る大分県不妊治療費等助成金から適用する。ただし、特定不妊治療のうち、DまたはE区分での助成が初回となる者、及び新要綱による手術的精子回収術の助成を受ける者については、平成28年1月20日以降に治療が終了した場合に限るものとし、平成28年1月19日以前に治療が終了している場合については、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度の予算に係る大分県不妊治療費等助成金から適用する。

別表1（第5条関係）

区分	初回助成時の妻の 治療開始年齢	助成期間	助成回数		助成額上限
			年間上限	通算上限	
特定 不妊 治療	40歳未満	制限なし	制限なし	6回	別表3に定めるAからFまでの治療について、 A 300,000円/回 B 390,000円/回 C・F 75,000円/回 D・E 150,000円/回 (初回のみ300,000円※) ※H28.1.20以降に治療が終了した者から適用
	40歳以上 43歳未満	制限なし	制限なし	3回	
手術的 精子 回収 術	43歳未満	制限なし	制限なし	6回	150,000円/回（初回のみ190,000円※） <u>採精できなかった場合を除き</u> 、上記A～E（Cを除く）の治療と併せて実施した場合に限る ※2回目以降はH28.1.20以降に治療が終了した者から適用

別表2(第5条関係)

体外受精・顕微授精の助成対象範囲

A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施*
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず。または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

*B:採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。